

鉛製給水管の解消に向けた取組について

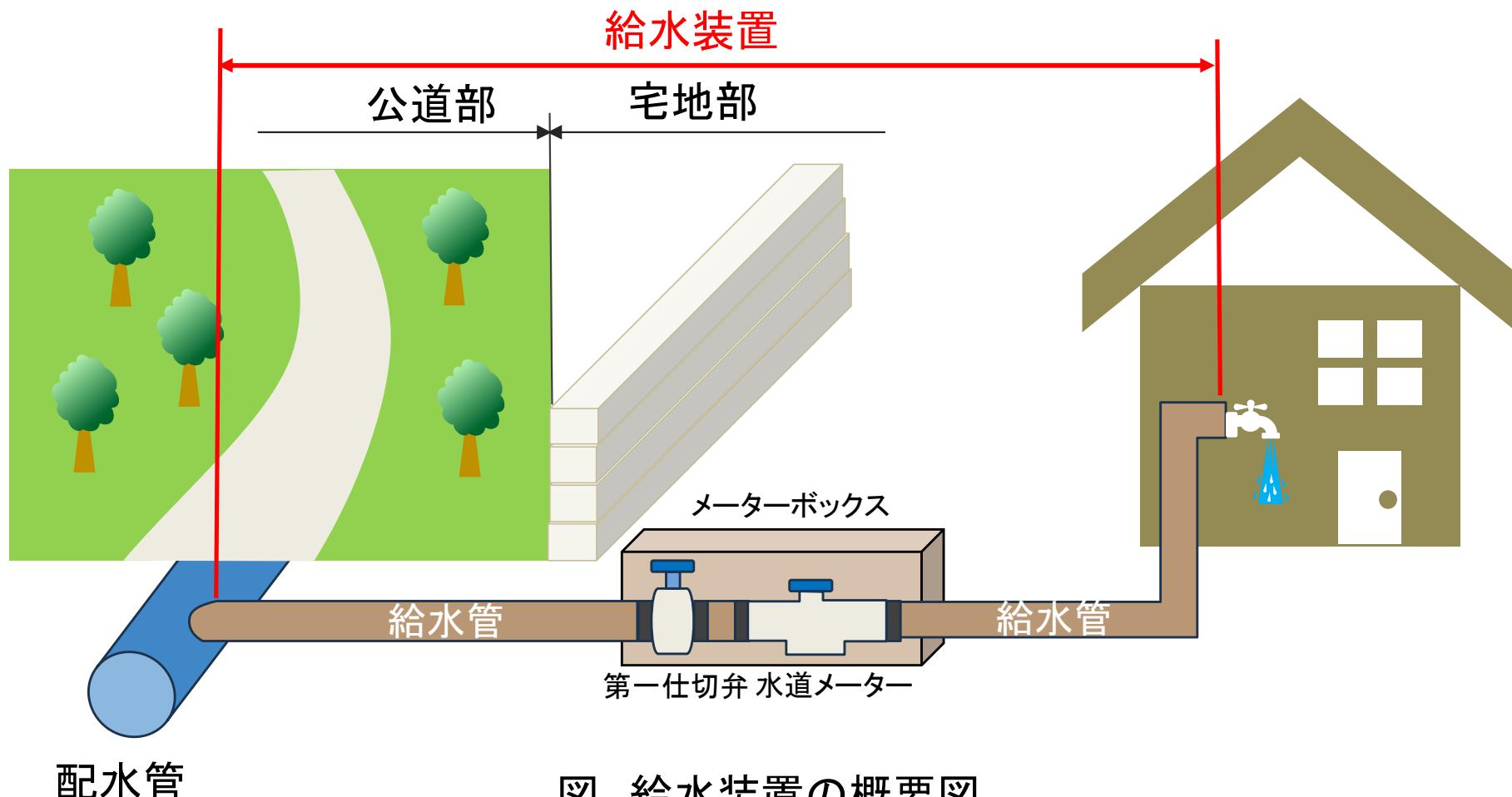
国土交通省 水管理・国土保全局
水道事業課

令和7年12月25日

○鉛製給水管は、管内に鏽が発生せず、可とう性や柔軟性に富み、我が国では、鉛製給水管は近代水道創設期から1980年代後半まで全国的に使用された。

※給水管は水道事業者が所有する配水管に取り付けた分水栓から給水栓までの管であり個人の所有物

○鉛による慢性毒性は広く知られており、国は段階的に水道水質基準を強化し、平成15年4月に水質基準を0.01mg/Lに強化するとともに、平成16年に策定した「水道ビジョン」では、できるだけ早期にゼロにするという目標を掲げ、取組の推進を図ってきた。



今後のスケジュール

○令和7年3月 検討会(今回)

○令和7年5月頃 水道事業者への実態調査開始

○令和7年年内 対応方針のとりまとめ

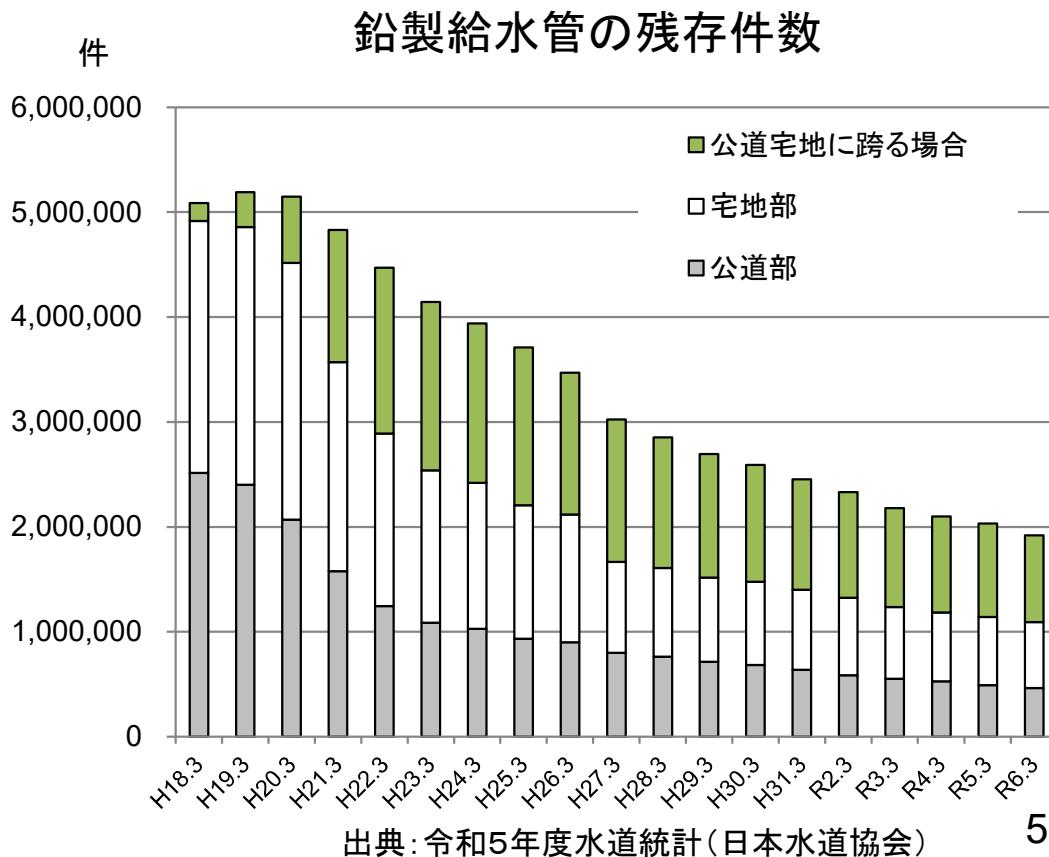
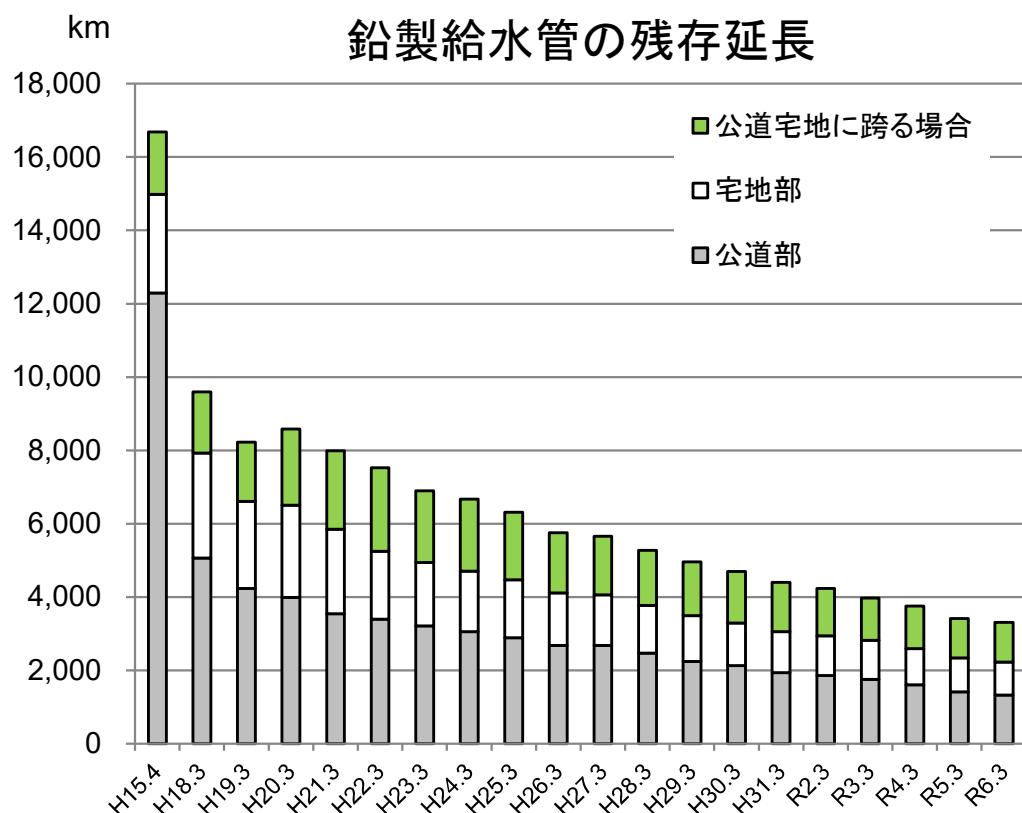


取組のフォローアップ

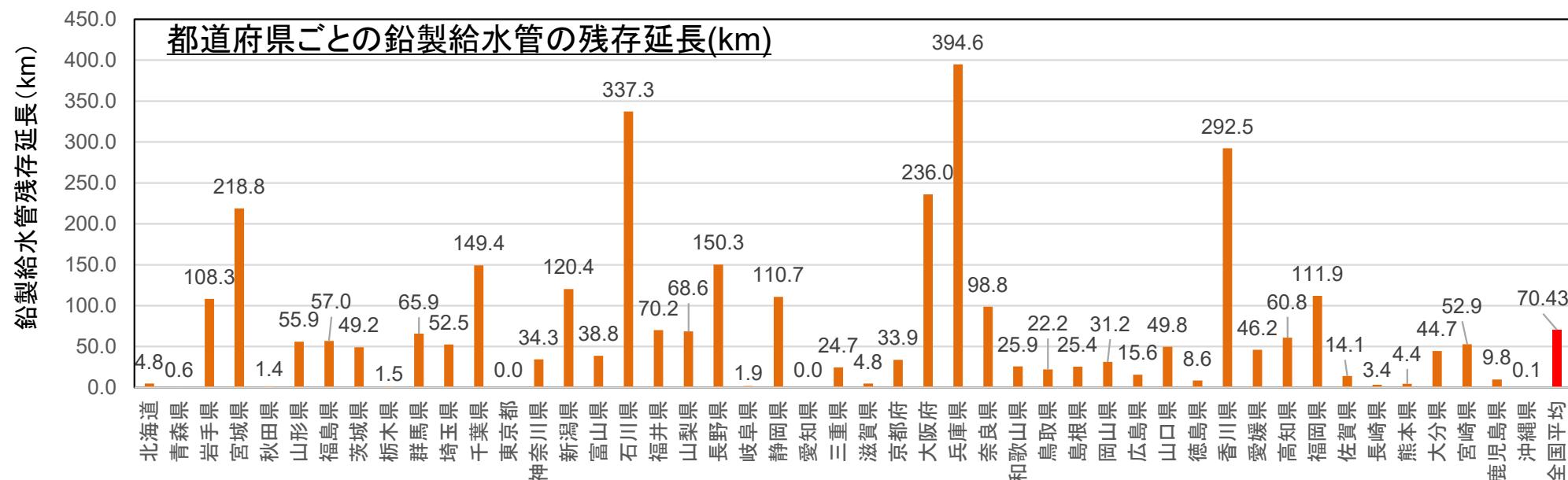
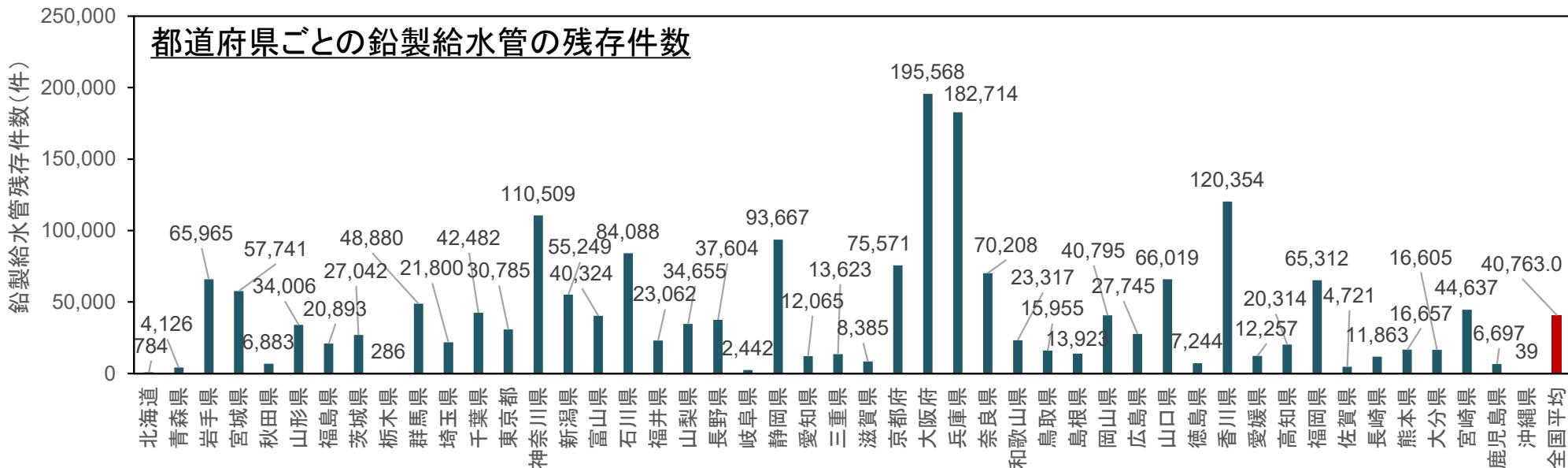
鉛製給水管の残存状況等

○鉛製給水管の残存状況は、延長が約3,300km、件数が約192万件で、減少は鈍化傾向。

- ・直近15年間の平均減少量は延長で約312km/年、件数で19.4万件/年
 - ・直近10年間の平均減少量は延長で約244km/年、件数で15.4万件/年
 - ・直近5年間の平均減少量は延長で約218km/年、件数で10.6万件/年
- (令和5年度水道統計)



○都道府県ごとの鉛製給水管の残存件数や延長にはばらつきがある。



※東京都、愛知県は鉛製給水管の残存延長は把握していない(残存件数は把握している)

※出典: 令和5年度水道統計

- 全国の水道事業者のうち、鉛製給水管が残存している水道事業者の割合は35%(令和5年度末時点)。
- 令和5年度末時点において、鉛製給水管が現在も残存している457(約35%)の水道事業者のうち、布設替え計画を策定しているのは159事業者(約35%)にとどまる。

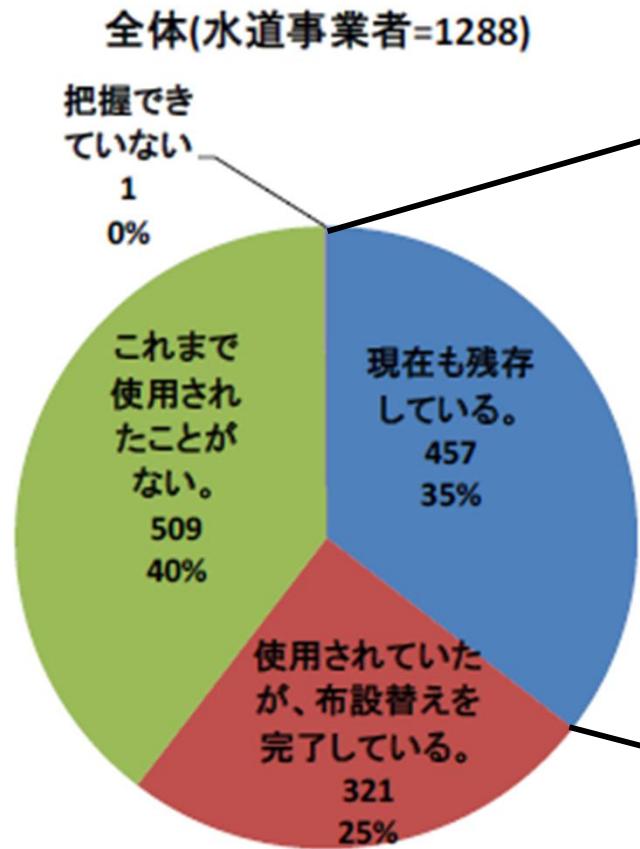


図. 鉛製給水管が残存している水道事業者の数

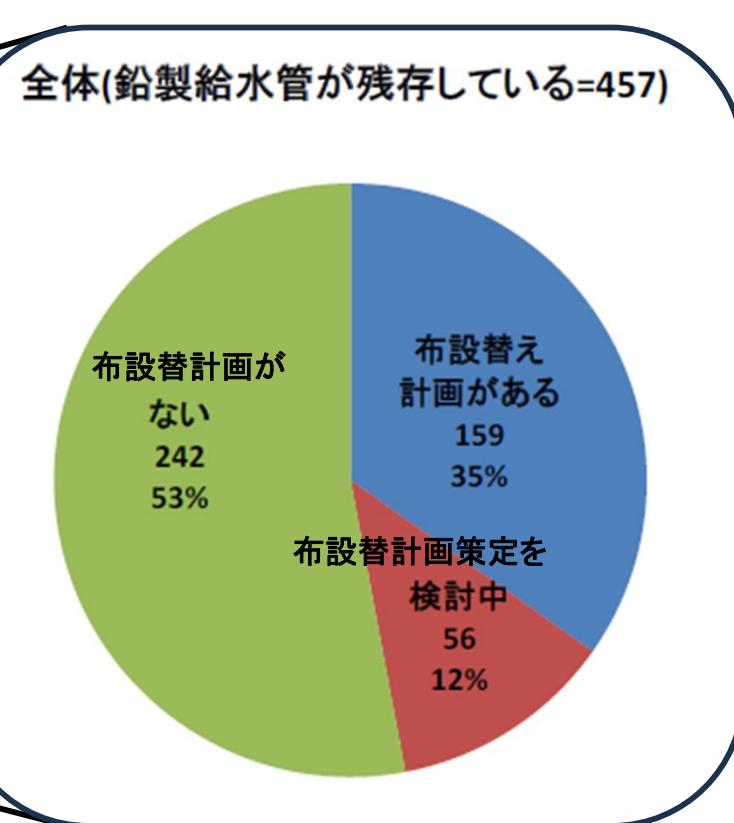


図. 鉛給水管が残存している水道事業者における布設替え計画の策定状況

出典:令和5年度国土交通省調査

今後の鉛製給水管の解消に向けた対応

R7.3諸課題検討会での有識者のご意見と対応

水道の諸課題に係る有識者検討会での意見	対応
<ul style="list-style-type: none">● 鉛の低減対策を加速することが必要	<p>【対応1】 水道法に基づく立入検査による布設替え計画策定の指導</p>
<ul style="list-style-type: none">● 使用者へ鉛管に関するリスクを繰り返し伝える必要性● 暴露量を減らす対策について、国が積極的に広報活動	<p>【対応2】 鉛製給水管の広報の強化</p>
<ul style="list-style-type: none">● 都道府県や市町村で大きな差がある可能性	<p>【対応3】 都道府県ごとの分布や残存件数の推移の見える化</p>
<ul style="list-style-type: none">● 家屋の築年数を基準とした鉛製給水管の可能性を情報提供することによるリスク低減	<p>【対応4】 水道事業者が鉛製給水管を使用した最終年度をHPで公表</p>
<ul style="list-style-type: none">● 鉛の低減対策を加速することが必要(再掲)● 公道部等の対応は水道事業者が行うのが妥当● 残存件数の把握が重要● 残存率の高い地域や要因を丁寧に分析	<p>【対応5】 鉛製給水管布設替えに関する手引きの改定</p>
<ul style="list-style-type: none">● 家屋等建替えのタイミングでの更新等に関する関係部局との連携	<p>【対応6】 国土交通省上下水道審議官G及び住宅局が連携して、関係団体へ鉛製給水管について周知</p>

- 鉛製給水管の解消には、水道事業者により率先した取組がなされることが重要。
- 国は水道法第39条第1項に基づき、水道事業者に対し立入検査を実施。
- 今年度より、鉛製給水管が残存しているにも関わらず布設替え計画がない又は検討中の者を、立入検査対象。
- 国として、布設替え計画を策定していない水道事業者に対する指導を強化。

1. 立入検査の実施対象候補

- ① 鉛製給水管が残存しているにも関わらず、布設替え計画がない又は検討中の事業者
- ② 水道法第22条の4第1項に基づく水道施設の計画的な更新が十分できていない事業者
- ③ 上下水道耐震化計画を策定していない事業者
- ④ 地震対策マニュアルを策定していない事業者
- ⑤ 令和6年度の全国調査において、PFOS及びPFOAを一度も検査していない事業者（全量受水の事業者は除く。）。

事務連絡	令和7年7月10日
令和7年度立入検査対象候補事業者 御中 (各地方整備局等経由)	
国土交通省水管管理・国土保全局水道事業課	
水道法に基づく立入検査対象者の選定に向けた事前調査について	
水道行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力をいただき御礼申し上げます。今年度の水道法第39条第1項に基づく立入検査は、下記1に該当する水道事業者及び水道用水供給事業者から対象事業者を中心に選定し、実施することを予定しています。については、その参考とするため、下記2に示す項目にご回答いただきますようお願いします。今後、貴事業への立入検査の実施が決定した場合は、別途お知らせいたします。	
記	
1. 立入検査の実施対象候補	
(1) 鉛製給水管が残存しているにも関わらず、布設替え計画がない又は検討中の事業者	
(2) 水道法第22条の4第1項に基づく水道施設の計画的な更新が十分できていない事業者	
(3) 上下水道耐震化計画を策定していない事業者	
(4) 地震対策マニュアルを策定していない事業者	
(5) 令和6年度の全国調査において、PFOS及びPFOAを一度も検査していない事業者（全量受水の事業者は除く。）。	
2. 調査項目	
(1) 調査内容	
【別添】令和7年度立入検査実施事業者の選定に向けた調査票への回答	

【対応2】鉛製給水管の広報の強化

- 鉛製給水管の使用により鉛濃度の水質基準を超過するおそれがあることや、使用時に暴露量を減らすための対応、所有者が自ら鉛製給水管であるかを知りたいときの確認方法等をとりまとめた広報ビラを作成。
- 国土交通省から水道事業者に対し、広報ビラの窓口設置、HP公表、住民への個別配布等を依頼。
- 国土交通省のHPに広報ビラを掲載をするとともに、今後、全国会議の場において水道事業者に対応していただきたい事項等についても周知(次ページ参考)。



鉛製給水管が使用されているかの確認方法

1. 所有者が自ら確認する場合

所有者による確認方法は、下記のとおりですので、ご確認ください。

2. 所有者が水道事業者(水道局等)に確認する場合

給水を受けている水道事業者(水道局等)のホームページ等を確認いただき、お問い合わせください。

※鉛製給水管を使用している場合、水道事業者(水道局等)より、鉛製給水管に関する広報物が届けられていることがあります。

所有者による確認方法



鉛製給水管が使用されている場合どうすればいいの?

▶ 所有者による鉛製給水管の布設替えをご検討ください。

※水道事業者(水道局)が助成制度を設けていますこともあります。

※販賣等、所有者ではない場合は管理会社等に布設替え等の対応をお願いしてください。

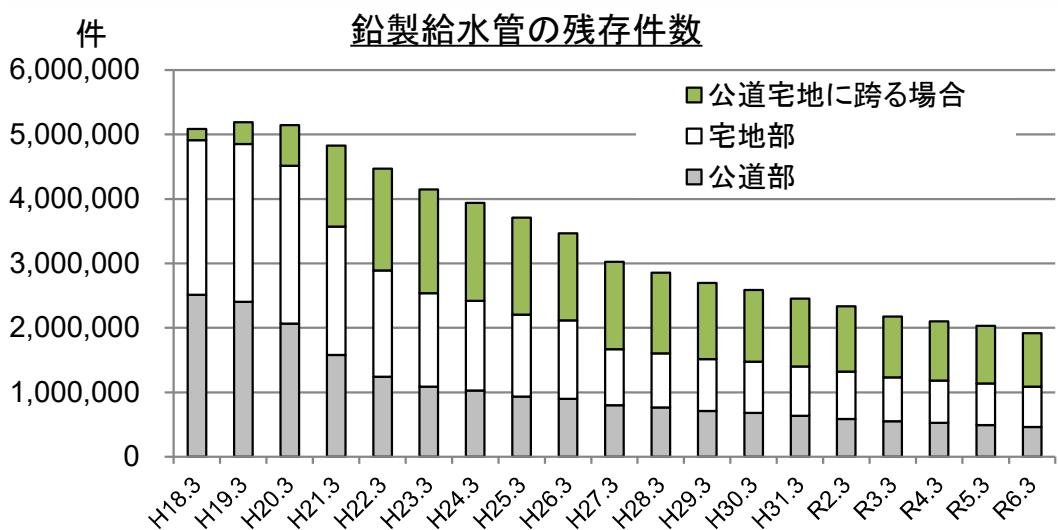
▶ 朝一番やお出掛けで長時間水道水を使用しなかった場合、水質基準を超える鉛成分が検出されることがありますので、安心してお使いいただくために使い始めの水(パケツ1杯程度)を飲用以外の用途で使用してください。

※通常の使用では水道法に定められた水質基準に適合しており、さらに健康に及ぼすことはありません。

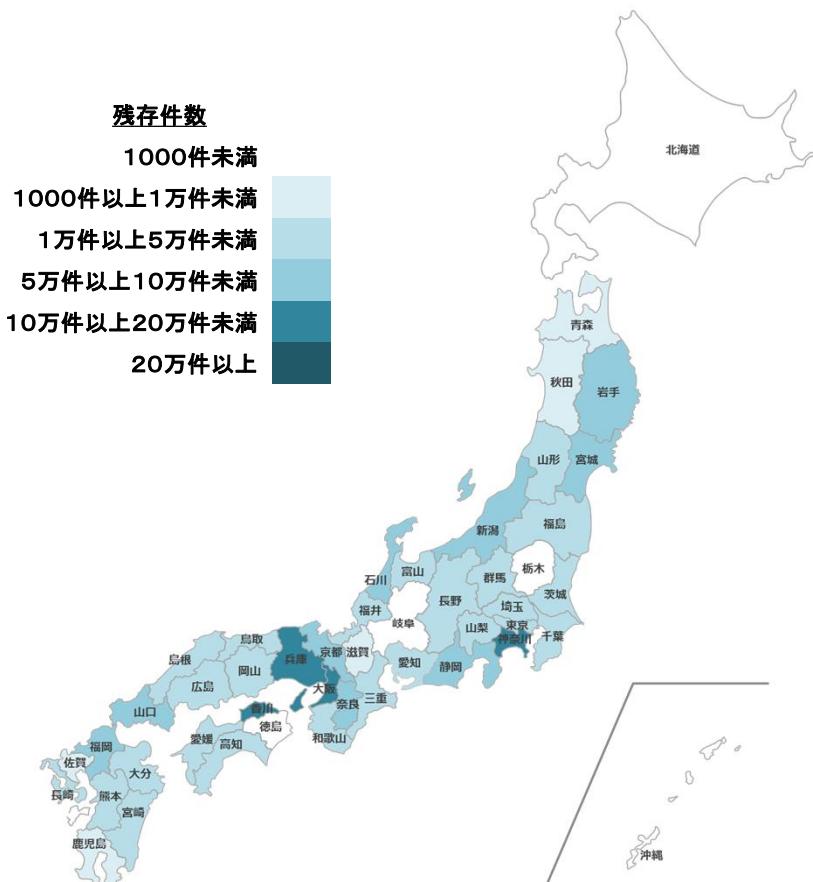
- 鉛製給水管は、1980年代後半まで全国的に使用されてきましたが、その毒性等を考慮し、段階的に水道水質基準が強化されてきました。
- 鉛製給水管の残存量は、延長で約3,300km、件数では約192万件と解消に至っていない。
- 全国の水道事業者においては、古い鉛製給水管は漏水の可能性が高いことや、水が長時間滞留した場合に水道水の鉛濃度が水質基準を超過する恐れがあることを踏まえ、鉛製給水管の解消に向けた取組をお願いします。

水道事業者へ対応いただきたい事項

- 鉛製給水管の使用者(所有者)を特定
(1980年代後半まで鉛製給水管が全国的に使用されており、家屋等の建築時期から残存件数を推測することも可能)
- 早期布設替の必要性や注意事項を、ピラ等により住民へ個別に周知
(鉛製給水管を使用している場合、滞留した水道水が水質基準を超過する可能性)
- 布設替計画の策定及び布設替の促進
(特に、配水管分岐部から水道メーターまでは、水道事業者が積極的に布設替えを進めるようお願いする。)
- 布設替えが完了するまでの間、鉛の溶出対策や鉛濃度の把握等により水質基準を確保
(pH値を上げることで、鉛濃度を低減できる可能性、疑わしい家で朝一番の水の鉛濃度を測定等)



都道府県別の鉛製給水管の残存件数(令和5年度末)



関係通知を国土交通省HPに掲載しております。

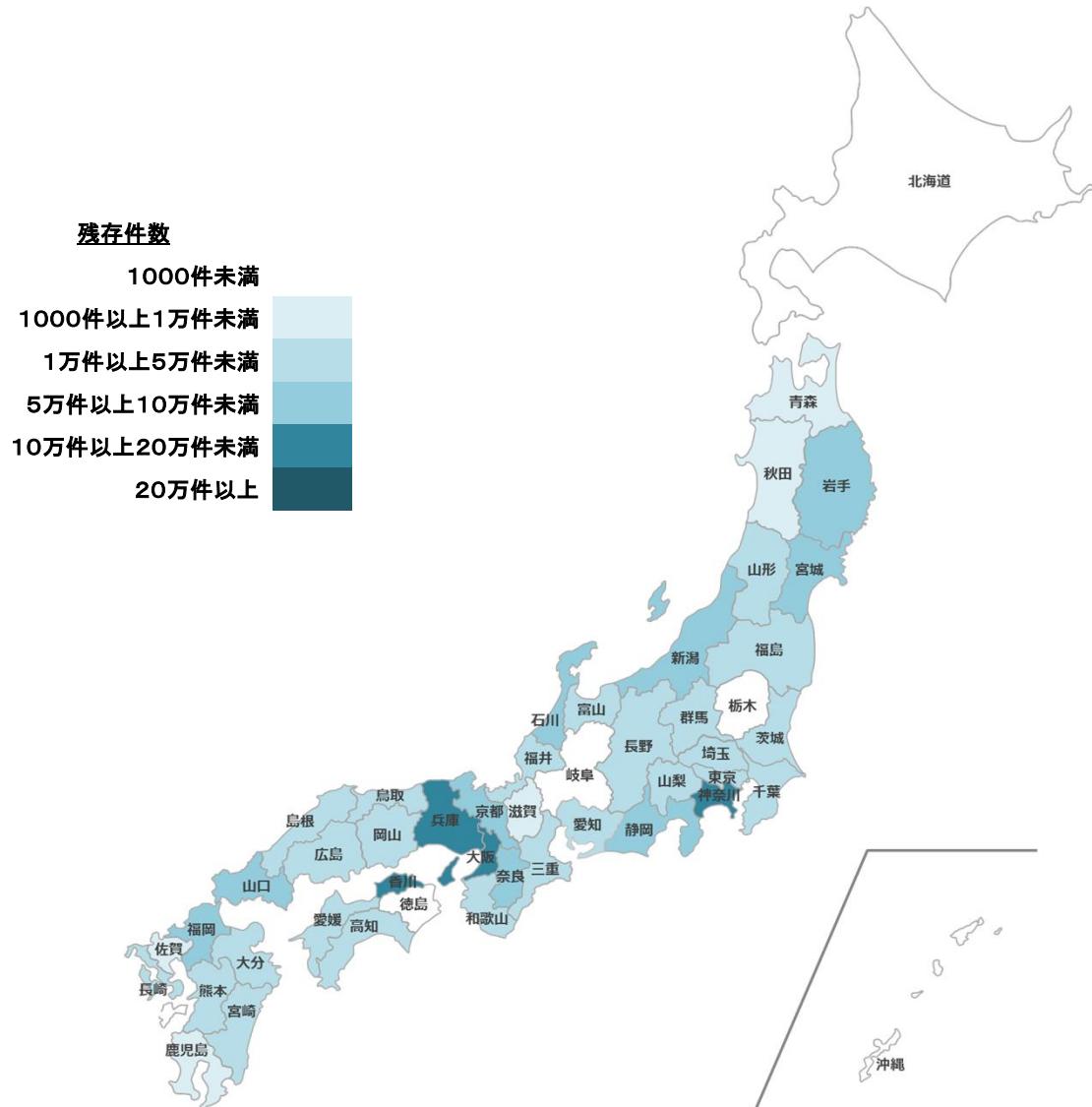
鉛製給水管 関係通知

検索

※出典:令和5年度水道統計

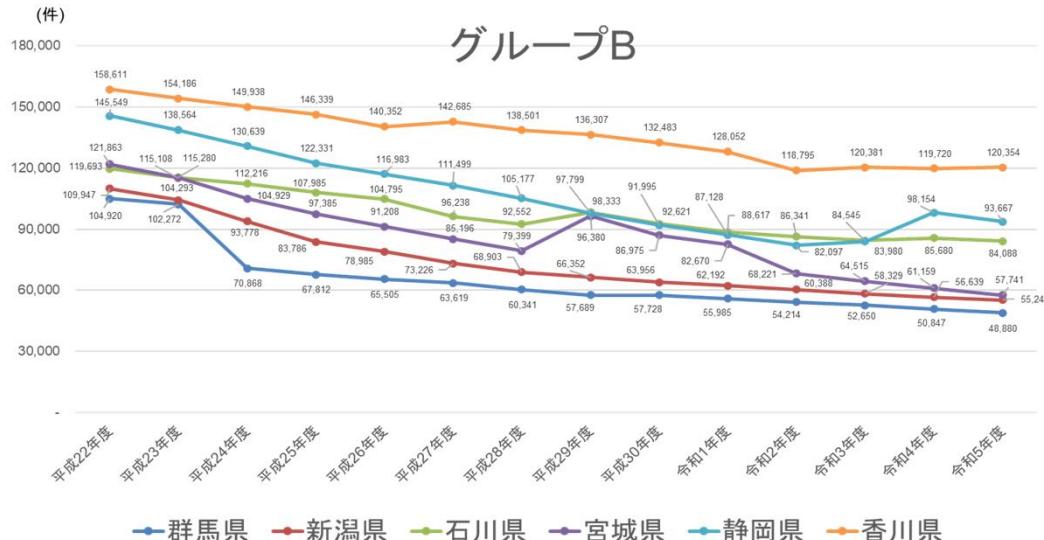
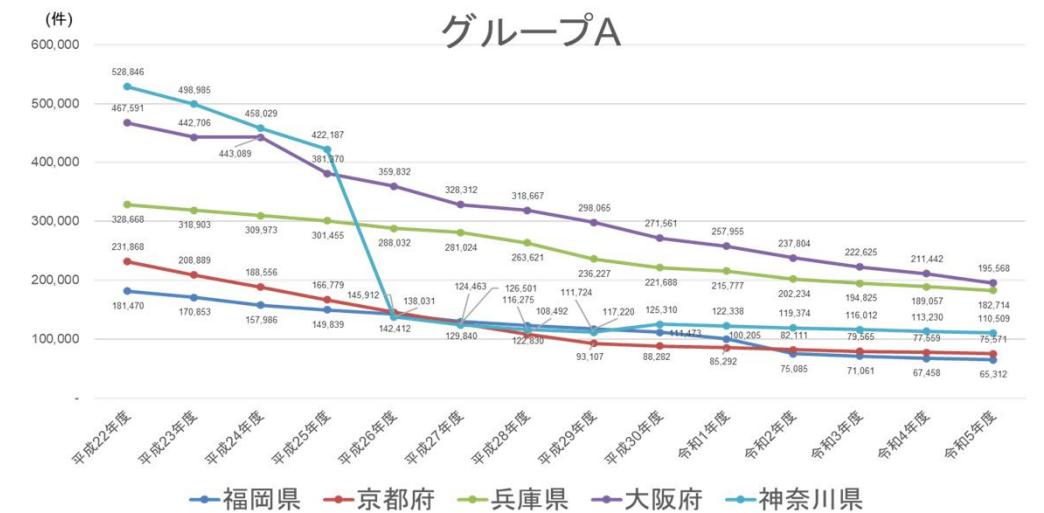
- 各都道府県における鉛製給水管の残存状況を、簡便に把握できることが重要
- 鉛製給水管の残存件数をMAP化し、国のHPへ掲載し、毎年更新。

都道府県別の鉛製給水管の残存件数(令和5年度末)



- ▶ H22年度における鉛製給水管の残存件数を基準とし、各都道府県の減少推移をグラフ化し、国のHPへ掲載し、毎年更新。
- ※H22年度時点の件数差が大きいため、件数が近い都道府県でグループ分け、推移を比較・検証可能

残存件数 大	グループ	都道府県名
	A	神奈川県、京都府、大阪府 兵庫県、福岡県
	B	宮城県、群馬県、新潟県 石川県、静岡県、香川県
	C	岩手県、茨城県、千葉県 奈良県、山口県、宮崎県
	D	山形県、富山県、長野県 和歌山県、広島県、大分県
	E	東京都、福井県、三重県 岡山県、佐賀県、鹿児島県
	F	福島県、埼玉県、山梨県 高知県、長崎県、熊本県
	G	秋田県、愛知県、滋賀県 鳥取県、徳島県、愛媛県
	H	北海道、青森県、栃木県 岐阜県、島根県、沖縄県



- 個人が、家屋の築年数より、鉛製給水管の使用可能性を把握できることが重要。
- 全国の水道事業者へ「鉛製給水管の利用を停止した時期」を調査中。
- 今後、結果をリスト化し、国のHPに掲載。

○調査結果リスト化(案)

都道府県	事業者名	事業名称	鉛製給水管の利用を停止した時期	備考
●●県	●●市	●●水道事業	1980年	
●●県	△△市	△△水道事業	1981年	
◇県	◇市	◇水道事業	1980年	
◇県	△市	△水道事業	不明	未調査
□県	□市	□水道事業	—	使用履歴なし

※実際のリストはExcelにて作成

※鉛製給水管の利用を停止した時期を、現在調査中

- 鉛製給水管の解消には、水道事業者により率先した取組がなされることが重要。
- 平成24年3月に「鉛製給水管布設替えに関する手引き」を策定。
- 今後、環境省及び国立環境研究所と連携しながら、有識者検討会で審議のうえ手引きを改定。
- 水道事業者の取組や残存件数の多い要因等を調査中であり解析結果を反映。
- 水道事業者の鉛製給水管の解消に向けた取組を技術的支援。

○平成24年3月 鉛製給水管布設替えに関する手引き

鉛製給水管布設替えに関する手引き

平成 24 年 3 月

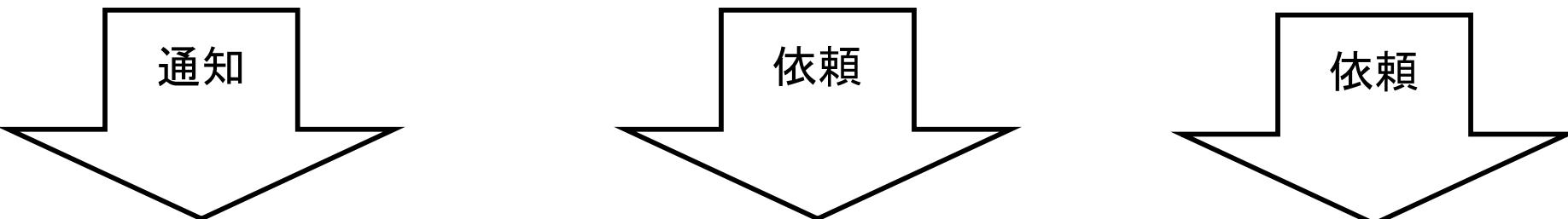
○改定内容(案)

- 水道法改正について
- 食品安全委員会の鉛評価書(R3.6)
- 布設替え技術や、給水管の管種等の更新
- 水道事業者の実施している鉛製給水管の解消に向けた促進方策等の更新(公道部の対応を含める)
- 実態調査の結果、残存率の高い要因
- 環境省及び国立環境研究所が検討している鉛製給水管からの鉛曝露低減対策(残存件数把握等)
- 残存件数が不明である水道事業者の考え方

「鉛製給水管布設替えに関する手引き」の掲載箇所
<https://www.mlit.go.jp/common/830002200.pdf>

- ▶ 全国の水道事業者(簡易水道を含む)や水道工事関係団体等へ家屋建替え時等における鉛製給水管の更新について周知
- ▶ 住宅局へ、関係団体に対し、家屋建替え時等に鉛製給水管を別配管で設計・更新する必要性等の情報提供を依頼

上下水道審議官G水道事業課



全国の水道事業者
(簡易水道を含む)

水道工事
関係団体

住宅局

- ✓ 「鉛製給水管の解消に向けた対応方針」のとりまとめ
- ✓ 指定給水装置工事事業者に対し、家屋建替え時等に鉛製給水管を別配管へ更新する指導を行うこと

- ✓ 給水装置工事の申請者の理解を得たうえで、家屋建替え時等に鉛製給水管を別配管で設計・更新することへの協力依頼

- ✓ 関係団体に対し、家屋建替え時等に鉛製給水管を別配管で設計・更新する必要性等について情報提供

今後の鉛製給水管の解消に向けた対応方針 (案)

今後の鉛製給水管の解消に向けた対応方針(案)

①立入検査による指導

鉛製給水管が残存しているにも関わらず、「布設替え計画がない」又は「検討中」の水道事業者を立入検査の対象。水道事業者への指導を強化。

1. 立入検査の実施対象候補

- (1) 船製給水管が残存しているにも関わらず、布設替え計画がない又は検討中の事業者
- (2) 水道法第22条の4第1項に基づく水道施設の計画的な更新が十分できていない事業者
- (3) 上下水道耐震化計画を策定していない事業者
- (4) 地震対策マニュアルを策定していない事業者
- (5) 令和6年度の全国調査において、PFOS及びPFOAを一度も検査していない事業者（全量受水の事業者は除く。）

②鉛製給水管の広報強化

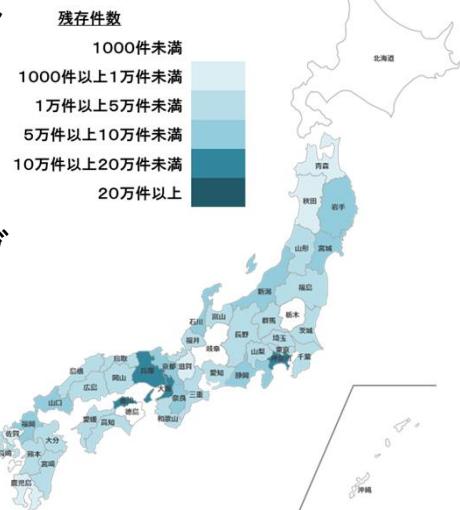
鉛製給水管の 留意事項をとり まとめた広報ビ ラを作成。

国のHP掲載
や全国の水道
事業者へ周知
し広報強化。



③残存件数や推移の見える化

鉛製給水管の残存件数等のMAP化や、残存件数の推移をグラフ化し、国のHPへ掲載。



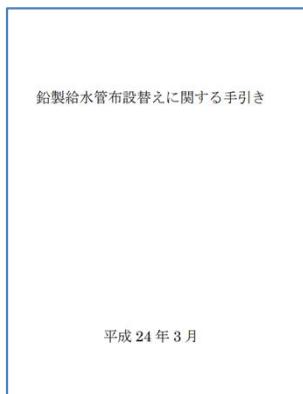
④鉛管の利用を停止した時期を公表

「鉛製給水管の利用を停止した時期」をリスト化し、国のHPに掲載。

都道府県	事業者名	事業名称	鉛製給水管の利用を停止した時期	備考
●●県	●●市	●●水道事業	1980年	
●●県	△△市	△△水道事業	1981年	
◇県	◇市	◇水道事業	1980年	
◇県	△市	△水道事業	不明	未調査
□県	□市	□水道事業	—	使用履歴なし

⑤布設替えに関する手引き改定

環境省及び国立環境研究所と連携し、有識者の検討会で審議のうえ手引きを改定(令和8年度中)。



⑥建替え時等の鉛管更新等の周知

水道事業者や水道工事関係団体等へ鉛製給水管の更新について周知。住宅局へ、関係団体に対し、家屋建替え時等に鉛製給水管を別配管で設計・更新する必要性等の情報提供を依頼。

上下水道審議官G水道事業課



○鉛製給水管の解消に向けたロードマップ

対策	令和7年度				令和8年度
	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	
【対応1】 立入検査による指導	検査対象の検討		立入検査(実施中)		立入検査
【対応2】 鉛製給水管の広報強化		注意喚起ビラの作成	公表・周知 ★		水道関係の全国会議等での周知
【対応3】 残存件数や推移の見える化		MAP、推移グラフ作成	公表・周知 ★		水道関係の全国会議等での周知、 更新(1回/年)
【対応4】 鉛管の最終使用年を公表	実態調査		公表・周知 ★		水道関係の全国会議等での周知
【対応5】 布設替えに関する手引き改定		検査対象の検討		有識者検討会 環境省との調整 改定・周知 ★	
【対応6】 家屋建替え時等の更新等について		水道関係者への公表・周知 水道関係者との調整 ★	関係局へ依頼 関係局との調整 ★		

○鉛製給水管解消に向けた令和10年までの目標値

項目	現状(令和6年3月)	令和10年度末
鉛製給水管が残存している水道事業者における更新計画の策定率	35%	100%
鉛製給水管の残存件数の年間の解消件数	10.6万件 (直近5年平均値)	15万件

- ・鉛製給水管の残存件数の削減数は鈍化しており、これを高める必要性
- ・まずは、直近5年間の減少件数(10.6万件／年)の鈍化が著しいことから、15万件／年へ向上することを目標
- ・水道事業者により率先した取組を促すため、「鉛製給水管の布設替え計画」の策定率100%を目指す。

○鉛製給水管解消に向けた令和10年までの目標値の設定について

対応方針を推進し、鉛製給水管の削減を加速化、計画策定割合を向上

	2019 (R1末)	2020 (R2末)	2021 (R3末)	2022 (R4末)	2023 (R5末)	2024 (R6末)	2025 (R7末)	2026 (R8末)	2027 (R9末)	2028 (R10 末)
削減 件数	12.0万	15.4万	7.8万	6.7万	11.2万	次年度調 査	今後調査	3年間で削減件数を1.5倍へ 目標値: 15万/年		
計画 策定	32%	32%	33%	33%	35%	調査中	今後調 査	55%	80%	100%

横這い、微増傾向

- ・ 鉛製給水管解消に向けた令和10年までの目標設定について
- ・ 今後、検討していくべき施策について